

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会の運営案について

1 会議を公開することについて

策定審議会は原則として公開します。ただし、個人の秘密の保護等の理由がある場合、委員の合意により、非公開とすることができます。（規則第5条第3項）

2 傍聴要領について

傍聴のルールは別紙（「武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会傍聴要領（案）」）のとおりです。

3 会議録について

会議録を作成し、市のホームページに掲載します。
（掲載内容…日時、場所、出席者、議事、発言者（委員名は非公開）、発言内容）

4 会議の時間について

会議の時間については、原則として2時間以内とします。ただし、委員の合意を得て、延長することができます。

5 会議の連絡について

事務局から委員の皆様への連絡手段は、原則としてメールとします。メールに添付できない資料をお送りする場合は郵送いたします。